

令和8年第1回定例会総務教育委員会会議録

令和8年3月13日  
午前10時  
全員協議会室

出席者氏名

山村 尚	委員 長	大野みどり	副委員 長
伊藤 悦子	委 員	石引 礼穂	委 員
札幌 章俊	委 員	油原 信義	委 員
杉野 五郎	委 員		

執行部説明者

副 市 長	木村 博貴	教 育 長	大古 輝夫
総 務 部 長	大貫 勝彦	総合政策部長	岡野 功
教 育 部 長	落合 勝弘	議会事務局長	中嶋 正幸
総 務 部 次 長	仲村 真一	総合政策部次長	大堀 敏雄
教育委員会事務局次長	名島 正博	危機管理監	柏崎 治正
防災安全課長	関口 道治	人事行政課長	藤平 浩貴
財 政 課 長	平野 総雄	税 務 課 長	森下 健史
納 税 課 長	粉川 裕美	管 財 課 長	生井 利幸
秘書広聴課長	青木 誉	企 画 課 長	関ヶ原 功
デジタル都市推進課長	栗山 哲也	まちの魅力創造課長	石崎 清浩
教育総務課長	海老原弘一	文化・生涯学習課長	松崎 竜弥
指 導 課 長	秋山 卓也	教育センター所長	熊澤つむぎ
学校給食センター所長	岩井 務	議会事務局課長	伊藤 正晶
まちの魅力創造課長補佐	山西 猛士 (書記)		

事 務 局

課 長 補 佐 廣瀬 正幸

議 題

- 議案第1号 龍ヶ崎市部設置条例等の一部を改正する条例について  
議案第2号 龍ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例について  
議案第3号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第4号 龍ヶ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第5号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第6号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第9号 龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第22号 龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 24 号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和 7 年度龍ヶ崎小学校校舎  
内装等改修工事）

議案第 26 号 利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更  
について

議案第 27 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 2 号）の所管事項

議案第 41 号 市有財産の処分について

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

## ○山村委員長

それでは、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

本日も審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第27号の所管事項、議案第41号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、以上15案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎市部設置条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。  
大貫総務部長。

## ○大貫総務部長

それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第1号 龍ヶ崎部設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

初めに、龍ヶ崎市部設置条例の一部改正、こちらにつきましては、第1条（設置）におきまして、「こども未来部」の新設でございます。

現行の福祉部を二つに分割しまして、「福祉部」と「こども未来部」というようなことで新設し、子育て支援等を一元化することを目的とした、新たな部でございます。

これによりまして、こども未来部には、こちらもすぐに新設いたします「こども女性政策課」「こども家庭センター」「保育課」と「こども発達センター」、これは現・つぼみ園でございますけれども、これが課に昇格というような形になります。

それで、福祉部の方には「福祉総務課」「障がい福祉課」「保護課」が残るといったような改正を行おうとするものでございます。

次に、第2条（分掌事務）でございます。2ページをお開きください。

2ページの3号、福祉部の「ウ」でございます。

障がい福祉に区分されておりました児童発達支援センターつぼみ園でございますが、こちらにつきましては、こども未来部の方に行きまして、課として独立というようなことから、この事務分掌から除かれるというようなことでございます。

続きまして第4号、こども未来部でございます。新設でございます。

こちらにつきましては、「子育て支援及び女性政策の推進に関する事」「児童福祉に関する事」「幼児教育及び保育並びに放課後児童健全育成事業に関する事」、そして独立いたします「児童発達支援センターに関する事」、というようなことに変更となります。

続きまして、（龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例の一部改正）でございます。こちら、第2条の（庶務）でございます。

次のページに移ります。こちらにつきましては、現在、「市民経済部 地域づくり推進課」において処理しているところを、新設いたします「こども未来部 こども女性政策課」に女性政策を移管するというようなことで、庶務担当の変更の改正でございます。

続きまして、（龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部改正）でございますが、現在、「福祉部 こども家庭センター」において処理しております庶務を「こども未来部 こども女性政策課」に移管するものでございます。

続きまして、（龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）でございます。現在、「健康スポーツ部 医療対策課」において処理しておりますが、医療対策課をコロナの収束等に伴いまして健康増進課に統合を予定しているため、庶務を「健康スポーツ部 健康増進課」に移管するものでございます。（龍ヶ崎市感染症対策委員会条例の一部改正）につきましても、同様に健康増進課に移管するものでございます。

説明については以上です。

**○山村委員長**

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
札幌委員。

**○札幌委員**

1点だけ。

「子ども女性政策課」になるみたいところで、構成の委員は男女問わずということよろしいでしょうか。

課というか、この部、子ども未来部ですか。

**○山村委員長**

もう少し、補足してください。

(「職員でしょう」と呼ぶ者あり)

「職員さんは全て女性ですか」ということですかね。

藤平人事行政課長。

**○藤平人事行政課長**

特に性別にはこだわらず、他の部署と同様に男女問わず配属いたします。

**○山村委員長**

よろしいですか。

他にございませんか。杉野委員。

**○杉野委員**

1点だけお聞きします。

子ども未来部ということで、子どもの将来を含めて強化していきましようというようなことだと思います。

そうではあるんですが、もう一方で少子高齢化と言われるように、福祉部の方の強化というか、高齢者に対することに関してどういうふうに福祉部を強化されるのか、その辺だけお聞きします。

**○山村委員長**

藤平人事行政課長。

**○藤平人事行政課長**

こちらは、本条例を可決いただきましたら、併せて龍ヶ崎市行政組織規則の方も改正しまして、属する課ですとかグループの方を定めてまいるんですけども、その中で、高齢者が大変増え続けておりますので、そちらへの対応を強化するということで、現在の「福祉総務課 高齢福祉グループ」の所管から高齢者支援業務の方を分離しまして、「地域包括支援グループ」の新設を予定しております。

従来の高齢福祉グループにつきましては、そのまま高齢者福祉の施策を所管することにしたいと考えております。

**○山村委員長**

杉野委員。

**○札幌委員**

一歩前進、二歩前進したかなと受けとめております。  
ぜひ、充実した高齢者サービスの方をお願いしたいと思います。  
以上です。

**○山村委員長**

他にございませんか。  
油原委員。

**○油原委員**

従来の福祉部を二つに分けるということではありますが、基本的には変わらないんだろうというふうに思いますけれども、社会福祉法でしたか、福祉事務所の設置義務というのが市にありますよね。福祉事務所の所長を、どちらかの部長が兼務になるんだろうと思うんですけども。  
それと、その範囲ですね。両方とも全部福祉事務所に入っちゃうのかというふうに思うんですけど、その辺、詳しく教えてください。

**○山村委員長**

藤平人事行政課長。

**○藤平人事行政課長**

今、油原委員がおっしゃっていただいたとおり、福祉事務所長の方は、福祉部長が兼ねることにしたいと考えております。

そちらに属する課につきましては、福祉部はもちろん「福祉総務課」「障がい福祉課」「保護課」の3課と、あと、こども未来部に移りました「こども女性政策課」「こども家庭センター」「保育課」につきましても福祉事務所に属することとしたいと考えております。

「こども発達センター」につきましては、いわゆる発達に問題のあるお子さんへのサービスを提供する施設だということで、福祉事務所ではない、事務ではないということで、そちらからは除いていきたいと考えております。

**○山村委員長**

油原委員。

**○油原委員**

福祉事務所の所管というのは、簡単に言えば高齢福祉、障がい福祉、生保、児童福祉ですから。つばみ園については福祉事務所の所管外だというお話ですけども、これ、障がい福祉じゃないでしょうか。

**○山村委員長**

藤平人事行政課長。

**○藤平人事行政課長**

ちょっと説明が足りませんでした。

障がい福祉の手続きとかサービスなどはもちろん障がい福祉課の方で担当しますので、発達センターの方の利用手続きなどは障がい福祉課の方に残りまして、あくまでも、その決定した方のサービス提供のみを担うところがセンターということで考えております。そのために、除いております。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございました。

あまり深い話ではないんですけども、福祉事務所の所長というのは、経験から、所長としての報告事項というのは相当ありますよね。

そうすると当然、役所の決済は判を押す決裁ですから、そういう意味では、福祉部長がいて、こども未来部の部長がいて、でも、所長としてこの総括して報告とか、書類作成、決裁区分とかあるんだと思うんですが、そんなに難しい話じゃないんですけども、言い方とすれば、所長としてというのは、やっぱり決裁部門の上になってくるというふうに感じるんですが、違うんでしょうか。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

あくまでも福祉事務所の担当区分としての決裁を福祉事務所の所長が担当するものなので、特にそこに優劣というか上下は設けていないところでございます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

ですから、こども未来部長も決裁をして、その上で最終的に所長が決裁をするというような形なんだろうと思いますけれども、そんな難しい話じゃないんですけども。

続いていいですか、委員長。

部設置条例ですから、内容的に云々という話じゃないんですけども、説明の中で、健康スポーツ部で医療対策課がなくなるというようなお話がありましたけれども、全体的に、福祉部とこども未来部については分かったんですけども、他に改正するところというのはあるんでしょうか。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

今回は、基本的にはこども未来部の新設と、それに伴う各課の編成ということでございますけれども、先ほど申し上げたように、医療対策課を健康増進課に統合するのと、あともう1件が生活環境課を、廃棄物対策関連業務ですね、そちらに特化した部署を設けようということで、「廃棄物対策課」というのを新設するということになります。

変更としましたら、そのぐらいになります。

○山村委員長

よろしいですか。

他にありませんか。大野委員。

○大野委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、第2条で男女共同参画推進委員会設置条例の一部を改正するというので、地域づくり推進課の中にある男女共同参画の所管をこども女性政策課の方にす

るということだと思っております。

今までも男女共同参画って結構移っていて、取組の方も研修とかやっているとは思いますが、この子ども女性政策課で、子どもは分かるんですが、この女性に特化した課の役割っていかお仕事というか、この男女共同参画以外にもあるんですか。

子どもと女性ですもんね、女性政策課ならではのことが入るんですよ。

#### ○山村委員長

藤平人事行政課長。

#### ○藤平人事行政課長

子ども女性政策課では、子どもですとか女性に関する政策などを推進するということで、現在、まちの魅力創造課で取り組んできました女性活躍関連の業務と、今の男女共同参画、そちらをまずは移管して女性政策ということで取り組んでいくということで、あと、それ以外の具体なところにつきましては、これからどのような取組をしていくかというのは今後検討してまいります。

#### ○山村委員長

大野委員。

#### ○大野委員

分かりました。

女性の活躍と男女共同参画ってということで。女性に特化した課を設置したってところで、またさらに考えて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

#### ○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第2号 龍ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

#### ○大貫総務部長

議案書4ページをお開きください。

議案第2号 龍ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

これは、行政手続法の改正に準じまして、聴聞及び弁明の機会の付与における公示送達の実施方法をデジタル化するための改正でございます。

具体には、第15条の3にごございました旧改正前の「書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」ということに限られておりました、いわゆる紙を掲示するというようなことを、今回の改正によりまして、規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く、いわゆるホームページ等の活用でございます。

また、掲示場に掲示するとともに、「又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする」、というように、デジタル化を図るものでございます。

説明については以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
伊藤委員。

○伊藤委員

今までに、何件ぐらいこういったようなことがあったのかだけお聞きします。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

申し訳ございません。今現在ですと、掲示場に公示送達などを掲示しているところなんですけれども、その件数につきましては、正確にたぐいま把握しておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

はい。分かりました。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書7ページをお開きください。

議案第3号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例です。

こちらにつきましては、この条例の引用となります龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これも議案第6号で提出させていただいております。順番が逆のように感じますが、条例の体系順での提出となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

こちらにつきましては、先般、臨時会で可決していただきました人事院勧告に関連する条例の中で、任期付職員等につきましては、年間の期末勤勉手当について「3.7か月分」という改正がなされているところがございますが、これについて、令和8年度以降の支給率を6月期と12月期とで同率とするための改正でございます。

具体には、第9条におきまして、先ほど申し上げました龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の第20条で定める額の読みかえ規定で、「100分の96.25」という期末手当ですね、これの2回分ですから「1.925月分」になります。

その下でございます。

「100分の106.25」を読みかえて「100分の88.75」、これが勤勉手当でございますが、これを2か月分としますと「1.775月分」となります。これを先ほどの「1.925月分」と合算いたしまして、合計で「3.7月分」となるというようなことで、6月期と12月期とで同じ額が同じ率で支給されるというようなこととなります。

説明については以上です。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが質疑等はありませんか。  
油原委員。

○油原委員

任期付職員というのは、何人ぐらいいるんでしょうか。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

現在、15名を任用しております。

○山村委員長

よろしいですか。  
他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書8ページ、議案第4号 龍ヶ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、職員の降任、免職及び休職を行う場合において必要となる医師の診断の人数の要件を、現行の「2名」から規則で定める場合は「1名」に緩和するための改正を行うものでございます。

こちらにつきましては、現在、こういった処分等を行う場合のその証拠といえますか、基となる証明につきましては医師2名の診断書を要するところでございますけれども、こちらを規則で定める場合にあっては1名、具体的に申し上げますと、例えば入院をされていて状況が明らかであるとか、そういった場合においては1名でも良い、というような緩和を行うものでございます。

説明については以上です。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが質疑等ありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上の2案件については関連しておりますので、一括して説明を受けて、質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

## ○大貫総務部長

それでは9ページでございます。

議案第5号、龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、議案第3号と同様に、先般可決をいただきました人事院勧告等に伴う期末手当の改正について、8年度以降の支給率を6月期と12月期とで同一とするための改正でございます。こちらにつきまして、給与条例の第20条中にあります「100分の126.25」を「100分の175」と読みかえる規定でございます。こちら、特別職の期末手当でございまして、「100分の175」でございますので、これの2か月分で「3.5か月分」ということで、6月期と12月期とで同率で支給するものでございます。

続きまして、10ページでございます。

議案第6号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、まず第18条の（宿日直手当）でございまして。こちらは、人事院規則等の改正に準じまして、国家公務員に準じ、現在の宿日程手当の上限額、現行で「4,500円」でございますけれども、これを「4,700円」に改めるものでございます。なお、現在龍ヶ崎市におきましては、日直業務については業務委託しておりますし、宿直制度は今のところございませんので、こちらはそれが発生した場合というようなための改正でございます。

続きまして、第20条（期末手当）でございまして。

こちらも同様に、基礎額に「100分の126.25」を乗じるという改正を行うものでございまして、2回分で「2.525月分」となります。その他、定年前再任用時短職員の額も「100分の71.25」としているものでございます。

続きまして、11ページ、第21条（勤勉手当）でございまして。

こちらにつきましても同様に、「100分の106.25」ということで、こちらは2回分で「2.125月分」になります。それと、先ほどの期末手当の「2.525月分」をプラスいたしますと年間で「4.65月分」というようなこととなるものでございます。こちらも6月期と12月期とで同率とするための改正でございます。

説明については以上です。

## ○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

まず、議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

落合教育部長。

## ○落合教育部長

議案第9号 龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書15ページから21ページになります。

初めに、改正の目的でございます。

これは、令和8年度末の、文化会館の現指定管理者であります龍ヶ崎市まちづくり・文化財団との協定終了を見据え、令和9年度からの次期指定管理者選定に向けて、民間事業者の関心や意見、そして参入可能性などを把握するため、令和6年11月から12月にかけて、「龍ヶ崎市文化会館指定管理サウンディング型市場調査」を実施しました。調査の結果、複数の民間事業者から次期指定管理者への参入意向があるということが確認できましたので、さらなる文化芸術の振興に資する民間の幅広いノウハウの活用を期待いたしまして、公募型での指定管理者選定を行ってまいります。これに伴い、龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例について、実態に即した内容といたすため、当該条例の一部の改正を行うものでございます。

次に、条例改正のポイントといたしまして、3点ございます。

1点目は、文化会館施設使用料は、現状、条例に基づきまして市が徴収し、市の収入となっております。次期指定管理者には、民間事業者が持つノウハウを発揮させるためインセンティブを与え、利用料金を指定管理者の収入として収受させようとするように改正いたすものです。

2点目は、利用料金については、条例に規定する額を限度額として指定管理者が定めることが出来るようにいたします。

3点目は、施設利用の許可、料金の収受及び減免等の事務手続きについても指定管理者が行えるように改正をいたすものであります。

それでは、条例の改正の内容についてご説明いたします。

まず、改正前条例では、指定管理者による管理運営を前提とした規定になっております。これを、本来、市長が文化会館の管理運営に関する権限を持つことを明記するように改正いたします。これに伴いまして、第4条以降第16条まで、「指定管理者」とありますのを「市長」と改めます。

次に、第18条では（指定管理者による管理）を規定しておりますが、同条第3項において、第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第12条、第14条及び第16条中の「市長」とあるのを「指定管理者」と読みかえる規定を定めております。また、第19条において、1号から5号までの指定管理者が行う業務の範囲を規定しております。

次に、第20条（利用料金の収受等）においては、利用料金制を導入するにあたり、第11条から第13条まで及び別表中、「使用料」とあるのを「利用料金」と読みかえる規定であります。これは、地方自治法において、「普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」、とする一方で、同項において「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる」とする規程に基づく改正であります。また、同条第2項において、第11条の規定による使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定められるように改正を行います。

この他、条例改正に伴う各条文中の文言の追加・修正等、所要の改正を行っております。

最後に、付則におきまして条例の施行期日を「令和9年4月1日から」としておりますのは、令和8年5月より指定管理者の公募手続きを開始し、令和8年度末までに次期指定管理者を指定し、令和9年度当初より指定管理を開始するためであります。

説明は以上となります。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。  
伊藤委員。

○伊藤委員

利用料金の改定については、市の許可がないと出来ないってことでいいんですか。

○山村委員長

松崎文化・生涯学習課長。

○松崎文化・生涯学習課長

利用料金につきましては、現在も料金の審議会があって、これまでどおり条例で定めてまいります。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

要するに、条例で定めるってということには変わりないってことでいいんですね。

○山村委員長

松崎文化・生涯学習課長。

○松崎文化・生涯学習課長

はい。料金につきましては現在と変わらず、条例で定めている料金で行っていくということでございます。

○山村委員長

名島教育委員会事務局次長。

○名島教育委員会事務局次長

条例で定める額を上限として、指定管理者と協議のうえで下げることは可能です。

○山村委員長

よろしいですか。  
他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第22号 龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書71ページになります。

議案第 22 号 龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらにつきましては、入居者の資格の緩和でございます。

市営住宅につきましては、かつては人気があり、入居率も 100%でございましたが、現行では、昨年の令和 7 年 10 月 1 日現在で、市営住宅全体で入居率が 71%と、空きが出ている状況となっております。募集倍率も 1 を下回る状況が続いております。

それらを踏まえまして、現行の「60 歳以上の者」というような単身の入居規定を一部緩和いたしまして、具体には、第 5 条（入居者の資格）の第 2 項の第 6 号を追加いたしまして、「18 歳以上 60 歳未満の者であって、市営住宅の 3 階に位置する住居のうち、1 年以上入居の申込がない場合、そこを希望する者を認める」というような緩和を行うとするものでございます。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

今、そういった状況で空き室ってというのは、何室あるんですか。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

現在の空き室ですけれども、3 住宅合わせて 45 戸が現在空き住居となっております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

分かりました。結構空いているんですね。驚きました。

そうしたら、やはり市民の皆さんに広報するんですか。「入居資格が変わったよ」ということをよく分るように、しっかりと周知して欲しいんですけど、どんなことをするのか教えてください。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

市営住宅につきましては、毎年 8 月と 11 月、2 回募集を行っておりまして、「りゅうほ一」の方に載せさせていただいているんですけども、今回に関しましては、この条例改正したというのをもうちょっと前面に出して周知を進めてまいりたいと考えております。

○山村委員長

他にありませんか。

杉野委員。

○杉野委員

市営住宅の 3 階に限定したことについて、どういうことなのか教えてください。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

今現在、先ほど伊藤委員のご質問のときにお答えさせていただいた45戸の空きのうち、3階部分が空いている状態です。1階・2階に関してはそれなりに埋まっているんですけども、3階につきましては、ほぼほぼ申し込んでも入居を希望される方がいない状況となっておりますので、18歳以上という形で、单身でも入れるという形にさせていただきましたので、そういった若年の方に関しましては、3階でも入っていただけるのかなということで、今回は3階という形で限定させていただいております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

階段がね、3階までお年寄りが上がるのは大変なのかなということで、3階は若い人でも…というふうに思ったんですけども、やっぱりこれだけ空き室があるということで大変だと思いますので、いい改善だと思います。よろしくお願いします。

○山村委員長

他にありませんか。

札幌委員。

○札幌委員

ちょっとどこかの行政で、市営住宅の入居率を上げるのにペット可にしたっていうのを聞いたことがあります。それをすると非常に入居率が上がったという事例がありましたので、それを導入してくれとは言いませんけれども、そういった事例をご存じかということと、それに関して、今後検討する余地があるかどうかをお願いします。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

今現在、市営住宅はペット不可となっておりますので、ちょっと何年前かは不確かですが、一度検討したことはございます。

それで、入居者に対して任意ですけども聞き取りをさせていただいたんですが、動物アレルギーという方に関して、「子どもが少しアレルギーを持っていて、隣の家で犬猫がいる状態でも、隣に住んでいてもそういった症状が出てしまう」みたいなお話もあつたりしたものですから。

今後、検討するには値することだと思っはいるんですけども、その際は、例えば富士見住宅ですと1号棟から8号棟まであるんですけども、「何号棟だけは可ですよ」とか、そういった形で区別とか選別したような形で行ってみようかなというふうには考えておりますので、もっと入居率を上げるといった方策を立てる場合には、そういった点も十分検討していきたいと思っております。

○山村委員長

他にございませんか。

油原委員。

○油原委員

この改正は、公営住宅法の改正に基づいてやるのか、当市独自で条例改正をするのかをお伺いします。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

こちらは、本市独自で行う条例改正となっております。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

いい話でありますけれど、基本的に、稼働率が7割程度であるということの要因というのは、一つはちょっと市街地から遠いという部分もあるんですけれども。これは公営住宅法に基づいてやっていますから、要するに昔は、今もなのかな、低所得者向けの住宅なんですよ、公営住宅というのは。

それが今、家賃体系を見ると、近傍での家賃を踏まえながら住居面積に応じて積算をするというよう形になってきている。ですから、民間とそんなに変わらなくなっている。だから入らないんですよ、と私は思うんです。

だから、こういうところなんですから、もう思いっきりというかね、それなりに、その低所得者向けの住宅ということを踏まえれば、家賃体系もやっぱり下げてやっていくという、そういう検討の方が、この年齢を下げるということも大切なんだろうとは思いますが、その辺の考え方については、検討はしていないんでしょうか。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

家賃の算定に関しましては、国の公営住宅の管理標準条例に則って算出しております。

油原委員のおっしゃるとおり、現行の家賃に対して、富士見住宅でいきますと、そんなに金額の差がない状態となっております。

今現在、そういったことに対して家賃を下げるという対応につきましては、入居が決定してからになってしまうんですけれども、生活的に、収入に変化が起きた場合、家賃の減免措置という形で対応させていただいている状況でございます。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

減免というか、それは所得の関係もあるんだろうというふうに思いますけれど、全体的に家賃体系というのは下げてやると。砂町住宅以外は旧市外ですから。

そんな形で、出来るだけ稼働率を上げるのには、やっぱりそういうことも十分考えていかないと、空き家は埋まらないのかなという気がします。

回答は結構です。

## ○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 22 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 24 号 工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和 7 年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事）について、執行部から説明願います。

落合教育部長。

## ○落合教育部長

議案第 24 号 工事請負契約に関する議決事件の変更について、ご説明いたします。議案書 74 ページをお願いします。

これは、令和 7 年 6 月 30 日に議会の議決を得ました、令和 7 年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事の請負契約について、契約金額の変更を要するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回変更しようとする契約につきましては、令和 7 年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事でございます。契約の金額につきましては 1 億 9,800 万円、これを 748 万円増額し 2 億 548 万円に変更しようとするものでございます。

次に、変更の内容でございますが、教室 16 教室の内装改修に伴う壁紙の張りかえ時に、当初は予見できなかった壁内部の著しい劣化が判明し、それに対応する工事を追加したことによるものでございます。着工前には分からなかった下地の剥離等に対し、急遽その補修を行うとともに、壁面のスピーカーや時計といった電気設備の脱着工事を併せて実施する必要が生じたものであります。

なお、工期につきましては、令和 8 年 3 月 31 日までとなっており、年度内に完了いたす予定でございます。

説明につきましては以上です。

## ○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野委員。

## ○札野委員

これに関しては全くいいんですけど、今の情勢で、イランに対してのイスラエルの戦闘が起こったお陰で油がすごく値上がっています。

これが緊急に、各業者に影響をしていると思うんです。それにも耐えられる金額ではないかもしれないという、その想定した経費がですね。上がる可能性があるのかなと思うんですけど、それに関しては、どのように考えてらっしゃるかお聞きしたいんですけど。

## ○山村委員長

海老原教育総務課長。

## ○海老原教育総務課長

委員のおっしゃるとおり、物価高騰に関しましては、工事実施に際して今後注視していくべきだろうというふうに考えております。

今回のこの工事に関しましては、3 月 23 日で、もうすぐ完了予定でございます。積算基準も積算書を用いて確認しておりますので、この金額で対応出来ると認識しております。

○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので、採決いたします。

議案第 24 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 26 号 利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、執行部から説明願います。

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

議案第 26 号 利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてでございます。議案書の 77 ページ及び 78 ページをお願いいたします。

これは、平成 14 年 12 月に本市と利根町がそれぞれの議会の議決を得て締結いたしました「公の施設相互利用に関する協定書」における相互利用可能施設に、令和 7 年 6 月 1 日に開設いたしました「利根町健康増進等複合施設」を追加するため、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

これにより、本市市民が同施設の多目的室やトレーニングルームなどを利用する場合、利根町民と同じ条件での利用が可能となるものでございます。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

大野委員。

○大野委員

本市住民にも使用が可能になったということで、利根町保健福祉センターの浴室、また、利根町健康増進等複合施設、多分、これは旧文小学校跡地活用で出来た、オープンになったばかりの「とねふれあいプラザ」だと思えますけれども、この内容で、多目的室や調理室、コミュニティルーム、トレーニングルームとありますけれども、利根町の住民と本市の住民にかかる利用の費用と、住民じゃないその他の方の利用の費用についてお聞きします。

○山村委員長

関ヶ原企画課長。

○関ヶ原企画課長

まず、利根町保健福祉センターの方なのですが、本協定変更によって浴室が利用出来る施設となりますが、こちらにつきましては、利根町民は 1 回につき 100 円となります。町外居住者については 1 回 500 円です。この協定によって、龍ヶ崎市民も利根町民と同様に 1 回 100 円で利用出来るということでございます。

続きまして、利根町健康増進等複合施設でございます。

まず、多目的室の利用なのですが、これは時間帯によって異なりますが、利根町民の利用料金についてです。「9時から12時」が1,100円。「13時から17時」が1,320円。「17時から19時」が660円となっております。

続いて調理室が、「9時から12時」は2,200円。「13時から17時」が2,640円。「17時から19時」が1,320円となっております。

続いてコミュニティルームが、「9時から12時」が1,100円。「13時から17時」が1,320円。「17時から19時」が690円となっております。

続いてトレーニングルームでございます。こちらは、どの時間帯においても、1時間以内で1回につき100円となっております。

町外の方の利用料金につきましては、この町民の利用料金の5割増しの料金設定となっております。協定に基づきまして、龍ヶ崎市民は利根町民と同じ料金で利用が可能となっております。

以上でございます。

## ○山村委員長

大野委員。

## ○大野委員

詳細をありがとうございます。

お得に当市の住民も使わせていただけるということで、よく分かりました。なかなかいい複合施設だと思いますので、活用していただければなと思いました。

ありがとうございます。

## ○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第26号、本案は原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第27号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

## ○大貫総務部長

それでは、「別冊1」をお開きください。1ページ、議案第27号 令和7年度龍ヶ崎一般会計補正予算（第12号）でございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,102万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ335億1,162万7,000円とするものでございます。併せまして、継続費の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正を行っております。

それでは、総務部所管事項についてご説明いたします。

まず6ページでございます。「第3表 繰越明許費補正」でございます。

「9 消防費」の「移動無線システム更新事業」でございます。こちらにつきまして、工事に必要な機器の調達に不測の時間を要しているという理由がございまして、122万8,000円の繰越限度額を定めようとするものでございます。

続きまして、7ページ、「第5表 地方債補正」でございます。

こちら、変更点といたしまして、一番上、「庁舎施設整備事業」、この限度額を1,600万円から1,490万円と、110万円の減額をするものでございます。これは、対象工事費の確定によります精算措置でございます。

続きまして、10ページをお開きください。歳入でございます。

一番上、「法人 法人税割現年課税分」でございます。4,885万6,000円の減でございます。

こちらにつきましては、資材、燃料費、人件費等のコストの増加や、円レートの円安というような様々な状況から、企業業績が下方修正されたため減額を行うものでございます。

続きましてその下、「地方交付税 普通交付税」でございます。

これは、再算定に伴う追加交付分でございます。臨時経済対策費分が2億3,481万7,000円。臨時財政対策債償還基金分が6,208万9,000円。当初の3ページの調整率が復活されて、それが734万7,000円等の要因によりまして、普通交付税が増額されました。それに伴い、3億433万6,000円の計上でございます。

続きまして12ページをお開きください。真ん中の箱、「繰入金 基金繰入金」でございます。

一番上、「財政調整基金繰入金」でございます。こちらは、先ほどの普通交付税の増額等に伴い財源確保できましたところから、財源調整で計上しておりました財政調整基金につきまして、1億9,746万5,000円の減額を行うものでございます。この減額によりまして、財政調整基金の繰入の予算が5億49万7,000円となるところでございます。

また、今回は計上しておりませんが、財政調整基金の積立の予算が現在6億2,300万円程度ございますので、このまま執行できれば財政調整基金の年度末残高が1億2,000万円程度というような状況でございます。

次にその下、「公共施設維持整備基金繰入金」につきましては、充当事業の確定に伴う精算でございます。374万円の減額でございます。

一番下で、「市債 庁舎施設整備事業債」は、先ほどご説明いたしましたとおり110万円の減額でございます。

続きまして、14ページから歳出になるわけでございますが、初めに、人件費の全体についてご説明いたします。25ページをお開きください。

25ページの真ん中より下、会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職の給与費でございます。今回につきましては、表頭「合計」の欄、表側「比較」の欄の2,014万8,000円の補正となっております。

職員手当の補正でございます。職員手当の内訳につきましてはその下の表にございますが、若干の時間外勤務手当の増額、25万3,000円がございまして、概ね退職手当の増額、退職手当を1,989万5,000円増額している、これが主な人件費の補正の要因でございます。

26ページをお開きください。一番上の、会計年度任用職員の給与費でございます。

こちらにつきましては、表頭「給与費報酬」の欄、表側「比較」の欄におきまして、274万円の報酬の減というようなことでございます。こちらにつきましては、任用状況に合わせました補正でございます。人数的にも1名の減で、報酬の274万円を減額するものでございます。

それでは、14ページにお戻りください。14ページの歳出、目5「財産管理費」の「庁舎管理費」でございます。庁舎管理費の空調設備を、事業費の確定に伴い143万円減額しております。

こちら、空調設備の工事でございますけれども、こちらの財源として活用いたしましたのが先ほどの地方債でございますので、その分を落としているというような形でございます。

続きまして、15ページでございます。目14「基金費」の「減債基金費」の「積立金」でございます。こちらは、先ほど地方交付税の際にご説明いたしました臨時財政対策債償還基金分として措置されました分、6,208万9,000円の積立を行おうとするものでございます。

続きまして、真ん中の箱、「徴税费」でございます。「徴税费」の「賦課徴収費」の「徴収事務費」でございます。役務費で330万円の増額を行うものでございます。こちらにつきましては、コンビニ収納の手数料の不足が見込まれますことから、増額を行おうとするものでございます。

総務部所管事項については以上となります。

## ○山村委員長

岡野総合政策部長。

## ○岡野総合政策部長

続きまして、総合政策部所管事項についてでございます。引き続き「別冊1」をお願いいたします。初めに10ページです。歳入でございます。

一番下の表、「総務費国庫補助金」の「社会資本整備総合交付金（定住促進分）」でございます。これは、本交付金を充当して実施しております若者・子育て世代住宅取得支援事業の決算見込による減額に合わせて、所要額を減額補正するものでございます。

その下、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（不足額給付分）」でございます。これは、本交付金を充当して実施した定額減税補足給付金給付事業（不足額給付分）の事業費確定に伴いまして、同額の減額補正を行うものでございます。

その下、「デジタル基盤改革支援事業費」です。これは、住民情報基幹系標準化システムへの移行期間分のガバメントクラウド利用料へ当該補助金を充当するため、増額補正をするものでございます。

その下、「デジタル基盤改革支援事業（戸籍・戸籍附票システム標準化分）」です。これは、戸籍附票システムと住民情報基幹系システムの連携対応に係るシステム設定変更等へ当該補助金を充当するため、増額補正するものでございます。

次に、11 ページに入りまして下から2項目め、「総務費県補助金」の「わくわく茨城生活実現事業費」です。これは、本補助金を充当して実施しております移住支援金交付事業の事業費確定に伴いまして、所要額を減額補正するものでございます。

続きまして歳出です。14 ページをお願いいたします。

上から3項目め、「一般管理費」の「秘書事務費」でございます。これは、当初予定しておりました備品、こちら金庫になりますが、部品の購入を西部出張所で使用していたものを採用することで対応が可能となったため、減額補正するものでございます。

その下、「文書広報費」の「広報活動費」です。これは、広報紙の印刷製本費の契約差金を減額補正するものでございます。

次に、一番下の項目、「地域振興費」の「若者・子育て世代住宅取得支援事業」です。これは、決算見込による不用額を減額補正するものでございます。

次に、15 ページの一番上、「移住支援金交付事業」でございます。これは、事業費の確定に伴いまして、不用額を減額補正するものでございます。

総合政策部所管事項につきましては以上でございます。

## ○山村委員長

落合教育部長。

## ○落合教育部長

続きまして、教育委員会所管事項についてご説明いたします。

「別冊1」、5 ページをお願いいたします。「第2表 継続費補正（変更）」でございます。

一番下の「北竜台学園施設整備事業」は、事業計画の進捗状況に合わせて総額を増額し、年割額の令和7年度、令和8年度分をそれぞれ改めるものでございます。事業費全体で2,526万1,000円増額補正しようとするものでございます。

次に6ページ、「第3表 繰越明許費補正」です。

下から2番目、「中根台中学校管理費」は、中根台中学校校舎外壁等改修工事につきまして、国の補正予算による事業を前倒して行い、事業計画を見直し3月補正予算に事業費を計上するとともに、年度内での事業完了が困難なため、全額を次年度に繰越すものであります。

次に7ページ、「第5表 地方債補正（変更）」でございます。

下から3番目以降、「小学校施設整備事業」「中学校施設整備事業」「北竜台学園施設整備事業」について、それぞれの限度額を変更するものですが、これにつきましては、この後の歳入の方でご説明いたします。

それでは、歳入でございます。11 ページ、上の枠、上から8番目にあります「特別支援教育就学奨励費」ですが、これは小学校における決算見込額の確定により減額となることから、不用額といたしまして11万2,000円を減額するものです。

続きまして、その下の「学校施設環境改善交付金（中学校分）」は、中根台中学校校舎外壁等改修工事に係る国からの補助金であります。国の補正予算を活用し事業を前倒しするため、3,333万3,000円を増額するものです。

その下、「特別支援教育就学奨励費」は、小学校費と同様に決算見込額の確定により減額となりますことから、不用額41万6,000円を減額するものであります。

その下の、「学校施設環境改善交付金（義務教育学校分）」は、北竜台学園施設整備工事に係る国庫補助金ですが、工期変更による令和7年度及び令和8年度の年割額変更に伴い、令和7年度分について、2億5,643万4,000円を減額するものであります。

次に12ページです。下から3枠目、一番下、「義務教育施設整備基金繰入金」は、北竜台学園施設整備工事の工期変更による令和7年度及び令和8年度の年割額変更でございます。8,600万円を減額するものであります。

次に13ページです。下から3番目、「小学校施設整備事業債」は、防犯カメラ設置工事及びトイレ改修工事の充当率の変更及び事業費確定に伴い、発行額130万円を増額するものであります。

その下の「中学校施設整備事業債」は、中根台中学校校舎外壁等改修工事の事業前倒しや、防犯カメラ設置工事の起債充当率の変更により、7,900万円ほど増額するものであります。

その下の、「北竜台学園施設整備事業債」は、先ほどの「学校施設環境改善交付金（義務教育学校分）」と同様に、北竜台学園施設整備工事の工期変更による令和7年度及び令和8年度の年割額変更に伴い、4億1,460万円を減額するものです。

続きまして、歳出でございます。

21ページをお願いします。4枠目の表、下から2番目の「義務教育施設整備基金費」の積立金は、国庫補助を受けて整備した旧城南中学校の財産処分に関し、国の承認を得るため国庫納付金相当額を計上しておりましたが、国による再算定により額が確定したため、137万円を減額するものであります。

その下、「職員給与費（教育指導）」は、県から派遣されております指導主事5名分の給与費等の負担金であります。令和7年度茨城県人事委員会勧告に基づく給与改定を反映し、年間見込額算出により、不足額259万3,000円を増額するものであります。

一番下の枠、「小学校管理」、これは、3校の小学校トイレ改修工事に係る工事請負費について、事業費の確定により不用額43万9,000円を減額するものです。

そしてその下、「要保護・準要保護児童等就学奨励費」は、決算見込による不用額428万4,000円を減額するものです。

2枠目の一番下、「中学校管理費」は、中根台中学校校舎外壁等改修工事の事業前倒しに伴う増額補正に加え、今年度工事の事業費確定などを含め合計で1億819万9,000円を増額するものです。

その下の「要保護・準要保護生徒等就学奨励費」は、小学校費同様、決算見込による不用額880万3,000円を減額するものです。

一番下の枠、「北竜台学園施設整備事業」は、北竜台学園施設整備工事の工期変更による令和7年度及び令和8年度の年割額変更に伴い、委託料の予算組み替えや工事請負費の令和8年度交付金対象事業分で7億5,662万7,000円を減額するものです。

次、23ページです。一番上でございます。「北竜台学園開校準備費」は、北竜台学園開校前にフォレストアドベンチャー龍ヶ崎を活用して、松葉小学校及び長山小学校児童の事前交流学习を実施した際の交付金でございますが、額の確定に伴い、不用額22万1,000円を減額するものであります。

2枠目の一番下になります。「学校給食運営費」は、物価高騰による賄材料費不足分として1,705万1,000円を増額するものであります。

教育委員会所管事項の説明につきましては以上です。

## ○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

石引委員。

○石引委員

1点だけ確認したいのでお願いします。

25ページの職員の給与なんですけれど、退職金が1,900万増えたということだったんですが、当初予定の退職者の人数と、確定した人数とでどれぐらいの差があったのでしょうか。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

今、退職手当の方で確保しておりますのが12月補正予算現在で把握出来ているものだったんですが、それ以降、6名分が追加となっております。

○山村委員長

石引委員。

○石引委員

6名は様々な理由で退職されたということだと思えますけれども、退職された方の理由というのは何か、分かる範囲で教えてください。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

退職の理由につきましては、自己都合ですとか早期退職になりますので、それ以上の具体的な部分については、差し控えたいと思います。

○山村委員長

石引委員。

○石引委員

ありがとうございます。でも、追加で6名というのは人数的に多いのかなと思って聞いておりました。

以前ですけれど、職員で体とか心の問題で辞めてらっしゃる方が多かったという記憶があるんですけれど、やっぱり、このまちを良くしていくためには、市民はもとより職員の方で「この市を（良くするために）一生懸命やっていきたい」って思う気持ちを持っている方がいないと、なかなか難しいかなと感じているんですね。

なので、6名が自己都合で辞められる、いろいろな事由はあるかと思うんですけれども、そういうところも踏まえて、職員の体制というか、サポートというか、そういうのもしっかりしていただければなと思っています。

以上です。

○山村委員長

他にございませんか。

油原委員。

### ○油原委員

義務教育学校の件でありますけれども、継続費の補正をして、年割額を次年度に云々とありまして、同時に、トータル的に約2,500万増額というようなことで、当然、それに伴って地方債が増えるとか、国庫補助とか、市債の減額とか、これは分かるんでありますけれども、なぜ今なのか、ということですか。

というのは、これ、新年度の予算書にはきちんと載っているわけですが、予算編成というのは、多分こういった繰じたものが11月には大体出てくるかと思えます。ですから、これだけの数字で、幾ら繰越して、幾ら減額をしてということを整理されているわけですから、もっと早い段階で、どういう方向性でというのは出来たのではないだろうかというふうに思うんですが。

いろんな事務手続きというか、現状もあるんだろうと思えますけれども、その辺について、なぜ今なのかお答えをいただきたいと思えます。

### ○山村委員長

海老原教育総務課長。

### ○海老原教育総務課長

委員のおっしゃるとおり、継続費の年度割につきましては、早めに確定することが、より適切な進捗管理に繋がるというふうに考えております。

北竜台学園の工事につきましては、現在も進行中であるため、その事業費の確定が難しいということから、3月の補正予算において継続費の年割額の変更と一部増額をお願いしているところでございます。

何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### ○山村委員長

油原委員。

### ○油原委員

理解はするんですが、「額の確定が難しい」と言うんですけれども、11月には確定しているんです。でないと予算編成できないでしょう、新年度の。

ですから、工事が進んでいますから、いろんな意味での確定というのは難しい部分もあるんだろうというふうには思いますが、こういうことは出来るだけ早い段階で、新年度予算と合わせて云々というよりも、出来るだけ早い段階で、出来るものはきちんと処理をしていただきたいと思えます。

### ○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので、採決いたします。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第41号 市有財産の処分について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

### ○大貫総務部長

それでは、「別冊3」になります。1ページ、議案第41号 市有財産の処分についてでございます。

こちらにつきましては、ご案内の旧城南中学校跡地につきまして、プロポーザルを行いまして優先交渉権者を定め、その後、契約に向けて協議を行ってきたところでございます。近年の物価高騰等の影響により契約締結が遅れておりましたが、今般、協議が整いましたので、仮契約を締結し、議会に契約案件を上程させていただくものでございます。

こちらにつきましては、面積・処分価格とも、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定にあたりますので、今般、議会の議決を求めるものでございます。

物件につきましては、繰り返しとなりますが、学校用地でありました面積2万8,918平米、実測面積2万9,884.49平米と、建物（校舎、体育館、プール付属棟、プール及び自転車置場）、延べ1万110.47平米につきまして、処分価値2億8,168万8,600円で処分しようとするものでございます。

処分の相手方につきましては、大和ハウス工業株式会社茨城支店になります。  
説明につきましては以上です。

### ○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
札野委員。

### ○札野委員

本当に良かったなと思います。

出来れば、もし分かっていたら、このスケジュールですね。まず、この契約が実施されるっていうと、工事のスケジュールが分かれば教えていただきたいんですけど。

### ○山村委員長

生井管財課長。

### ○生井管財課長

大和ハウス工業株式会社の方から、まず、新しい商業施設のオープンに関しては令和10年の春頃という形で伺っております。

それに対するスケジュールなんですけれども、本議会で契約の方が承認された段階で、速やかに解体工事の方に入りまして、その解体工事として約1年弱を見込んでいるという形でお話を受けています。その後、令和9年度の1年間で新しい商業施設の建設を行って10年の春頃オープンという形で進めていくという説明を受けております。

### ○山村委員長

他にありませんか。  
杉野委員。

### ○杉野委員

契約内容について、何点かお伺いします。

第4条の契約保証金、これは、消費税を除いて契約額の10%、1割を保証金としていますが、不動産取引上一般的なものなののでしょうか、お伺いします。

### ○山村委員長

生井管財課長。

### ○生井管財課長

こちらは、取引上では一般的なものとなっております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

分かりました。

それと、契約の履行のところなのですが、第12条です。

企画提案書に基づく複合商業施設、これを云々と書かれておりますけれども、ただし書きの中で、「変更することが出来る」というふうになってはいますが、そういったこともあり得るというふうを考えているのでしょうか。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

今現在においては、そういうお話は何っておりませんが、契約書上はそういった協議も出来るようになっていくということでございます。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

それとですね、同じ第12条のところなのですが、第2項で、「3年以内に提案事業の用途による使用を開始しなければいけない」と。それから第3項の期間では「10年を経過する日まで」と。

結構期間が長いなというふうに感じておりますけれども、この辺は、相手側さんの事情によりこういった情報を入れたのかなと思いますけれども、出来ることなら早い時間にオープン出来るような方向でぜひ進めていただきたいなというふうを考えております。

これは、やはり通行量が多いところですのでね。皆さん、「何が出来るかな」ということを、大変関心を持っておられます。また、期待を持っていますので、ぜひ、今後とも相手方との折衝において早期の設営をと考えております。

以上です。

○山村委員長

他にありませんか。

油原委員。

○油原委員

当初計画では、参入してくるお店についてニトリとかロピアとかが入ると聞いていたのですが、その辺については、基本的には変わっていないのでしょうか。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

先ほど油原委員がおっしゃった店舗名というのは、大和ハウスが住民向けに行った説明会において、大和ハウスの方から発表があったところに関してでございます。

その後、協議を進めるにあたって、そういった新しい店舗名であるとかこういった事業者であるというのは、大和ハウス側の方からは私共の方では伺っていない状態でございます。

○山村委員長

他にございませんか。  
杉野委員。

○杉野委員

追加でよろしいですか。  
契約書の第 21 条の除去土壌の件についてなんですが、「甲乙協議の上で決定する」というふうに謳われています。具体案はあるのでしょうか。

○山村委員長

生井管財課長。

○生井管財課長

こちらは、売買契約が整ってから正式に協議を行っていく形になるかと思っておりますので、現在については、そういった点に関しては未定ということになっております。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

別の議案で土壌の件について出ていますので、それがどうなっていくのかなということを危惧していましたので、お聞きした次第です。

○山村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 41 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。議案書 88 ページ、89 ページ、及び参考資料の 1 ページをお願いいたします。

これは、本市職員がサプラスクエアサプラを会場とした「住まいの相談会」開催に際し、折り畳み机を運搬中に、通路の天井に設置してある排煙口の手動解放引手に当該折り畳み机を接触させ、排煙設備を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、専決処分を行ったことを報告し、承認を求めるものでございます。

損害賠償額は 33 万円、相手方はサプラスクエアサプラを運営する株式会社新都市ライフホールディングスとなります。

以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札幌委員。

○札幌委員

これは別に承認は問題ないんですけど、ただ、今後また同じような事故が起こる可能性もあるんじゃないかと。

これは、防止策みたいなものは考えられているんでしょうか。

○山村委員長

石崎まちの魅力創造課長。

○石崎まちの魅力創造課長

毎年「住まいのお悩み相談会」の方をサプラスクエアの方で開催させていただいておまして、再発防止策につきましては、大型の搬入物を運搬する際には事前に運搬ルートの下見を行うこと、それと、作業員の他に先導して監視員をつける等の対策をとってまいりたいと考えております。

○札幌委員

簡易なカバーみたいなものとかゴムみたいなものを用意してあるのであれば、気にせず出来るんじゃないのかっていう気もするんですけどね。

了解しました。

○山村委員長

他に、他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

落合教育部長。

○落合教育部長

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、ご説明いたします。議案書90ページ、91ページ、並びに参考資料の2ページを併せてご覧ください。

これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、令和7年10月10日午後3時頃、龍ヶ崎市馴馬町2612番地の龍ヶ崎市文化会館の駐車場において、龍ヶ崎市在住の方が運転する普通乗用車が敷地内の防犯灯に衝突し、当該防犯灯を破損させた事故に関する和解について、相手方が本件事故により生じた損害の全てを賠償するものとして、和解が成立したものであります。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。  
最後に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

#### ○大貫総務部長

それでは、議案書 92 ページ、93 ページでございます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、先ほどの7ページと同様に、地方自治法の規定により報告し承認を求めるものでございます。

93 ページをお開きください。和解に関することについてでございます。

これは、令和7年12月26日11時50分頃ですが、龍ヶ崎市北方町66番地1地先、こちらは千葉竜ヶ崎線を行きまして南高校の少し先、利根町寄りの方の、いわゆる山林でございます。こちらに市有地がございますが、その山林にあります樹木の枝が折れて落下いたしまして、隣接する民有地に駐車中の、取手市に在住の方の普通貨物車、そちらのガラスを割ってしまったというような事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。損害賠償額は7万9,310円でございます。

以上です。

#### ○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、総務教育委員会を閉会いたします。